

大阪府新型コロナウイルス感染症対策会議 設置要綱

(目的)

第1条 大阪府における新型コロナウイルス感染症対策について、庁内関係者が相互に連絡調整を図りながら方針の協議を行うため、大阪府新型コロナウイルス感染症対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(議題)

第2条 会議の議題は次に掲げる事項とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策についての大阪府の方針に関する事項
- (2) 前号のほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

(組織)

第3条 会議は、知事及び別表に掲げる構成員をもって組織する。

(運営)

第4条 会議は、知事が招集し開催する。

- 2 会議は、ウェブ若しくは書面を用いた方式又は持ち回りによる方式によることができるものとする。
- 3 会議は公開とする。
- 4 知事は、別表に掲げる構成員以外の庁内関係者又は有識者等に出席を求め、又は書面により意見を聴くことができる。

(謝礼及び費用弁償)

第5条 前条第4項の規定により会議に出席又は書面により意見を提出した有識者等の謝礼金の額は、日額9,800円とし、費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の額相当額とする。

(会議の庶務)

第6条 会議の庶務は、健康医療部保健医療室感染症対策企画課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表

副知事（健康医療部担当）
政策企画部長
福祉部長
健康医療部長
教育長